

神奈川県立保健福祉大学同窓会規約細則

神奈川県立保健福祉大学同窓会規約に次のとおり細則を設ける。

(役員及び会員の旅費・謝金等)

第1条 役員及び会員の企画・会議等に係る旅費については、当該予算の範囲内でその実費額を支給する。

第2条 関連組織における企画・会議等に係る旅費については、関連組織予算の範囲内で支給する。

第3条 同窓会の企画における講師謝金については、一律 5,000 円を原則とする。なお、謝金はギフトカード等での支給も可能とする。

(役員及び会員の報酬)

第4条 当該年度中、運営委員会に半数以上参加している役員及び会員には、次のとおり報酬を支給する。なお、報酬の受け取り時点で連絡が取れることを要件とし、受取者の判断で全額もしくは一部を辞退可能とする。

区分	1 回あたりの報酬
役員(会長・副会長・事務局長・書記・会計・監査)	500 円
運営委員会に参加した会員	300 円

第5条 過年度における報酬受け取りの申し出があった場合には、運営委員会の議事録を参照し、第4条に定める要件を満たす場合には、当該年度から報酬を支給することができる。

第6条 同窓会から依頼した作業については、作業手当として1作業につき 1,000 円を支給することができる。

(予算・会計)

第7条 関連組織の予算は、同窓会全体の予算から必要経費を除いた額から、関連組織の事業計画及び前年度の入会者数に基づき、会計年度ごとに配分する。

第8条 同窓会全体の予算および関連組織の予算は、必要に応じて、役員会の審議により相互に融通しあうことができる。

(その他)

第9条 本細則に定めのない事項は、役員会での審議によって定めることができる。

第10条 細則の改正は、総会での議決を要し、同窓会ホームページ等を通じて会員に周知することとする。

(附 則)

本細則は、令和4年10月30日より施行する。